

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から49まで （略）			
50	建築基準法第43条 <u>第1項ただし書</u> の規定に基づく建築 の許可の申請に対 する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築 許可申請手数料 （略）	
51から57まで （略）			
58	建築基準法第53条 第4項の規定に基 づく建築物の <u>建ぺ</u> <u>い率</u> に関する特例 の許可の申請に対 する審査	建築物の <u>建</u> <u>ぺい率</u> の特 例許可申請 手数料	1 件 36,000円 につ き
59	建築基準法第53条 第5項第3号の規 定に基づく建築物 の <u>建ぺい率</u> に関す	建築物の <u>建</u> <u>ぺい率</u> に関 する制限の 適用除外に	1 件 36,000円 につ き

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1 から49まで（略）				
49	建築基準法第43条 第2項第1号の規 定に基づく建築の 認定の申請に対す る審査	建築物の敷 地と道路と の関係の建 築認定申請 手数料	1 件 31,000円 につ き	項の追加
50	建築基準法第43条 第2項第2号の規 定に基づく建築の 許可の申請に対す る審査	建築物の敷地と道路との関係の建築 許可申請手数料（略）		字句の改正
51から57まで（略）				
58	建築基準法第53条 第4項の規定に基 づく建築物の建蔽 率に関する特例の 許可の申請に対す る審査	建築物の建 蔽率の特例 許可申請手 数料	1 件 36,000円 につ き	字句の改正 字句の改正
59	建築基準法第53条 第5項第3号の規 定に基づく建築物 の建蔽率に関する	建築物の建 蔽率に關す る制限の適 用除外に係	1 件 36,000円 につ き	字句の改正 字句の改正

	る制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	係る許可申請手数料	
60から67まで (略)			
68	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件 160,000円 につき
69及び70 (略)			
71	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件 160,000円 につき
72	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築	再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建築物の建ぺい率</u> 又は建築物の高さに関する制限	1件 28,000円 につき

	制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	る許可申請手数料		
60から67まで (略)				
68.	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件 につ き	160,000 円
69及び70 (略)				
71	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件 につ き	160,000 円
72	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物	再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建築物の建蔽率</u> 又は建築物の高さに関する制限の	1 件 につ き	28,000円
				字句の改正
				字句の改正
				字句の改正 字句の改正

	物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	の適用除外に係る認定申請手数料	
--	-------------------------------	-----------------	--

73から76まで (略)

77	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率の特例の認定</u> の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建ぺい率の特例認定申請</u> 手数料	1 件 28,000円 につ き
----	--	---------------------------------------	------------------------

78. (略)

79	建築基準法第85条第5項の規定に基づく <u>仮設建築物</u> の建築の許可の申請に対する審査	<u>仮設建築物</u> <u>建築許可申</u> <u>請手数料</u>	1 件 108,000 につ き 円
----	--	---	-----------------------------

80から86まで (略)

87	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外	1 件 28,000円 につ き
----	---	--	------------------------

	の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	適用除外に係る認定申請手数料			
73から76まで (略)					
77	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	1 件	28,000円	字句の改正
			につ		
			き		
78 (略)					
79	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1 件	108,000円	字句の改正
			につ		
			き		字句の改正
79 の 2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	1 件	195,000円	項の追加
			につ		
			き		
80から86まで (略)					
87	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に	1 件	28,000円	字句の改正
			につ		
			き		字句の改正

	に係る認定 申請手数料	
87の2から105まで (略)		

付 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表58の項、59の項、68の項、71の項、72の項、77の項及び87の項の改正は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行等を踏まえ、新たに手数料を設けるとともに、所要の改正をするものである。

	係る認定申 請手数料	
87の2から105まで (略)		